



カナダ・オンタリオ州の子どもの権利ハンドブック

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 許斐, 有 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003378

《資料翻訳》

カナダ・オンタリオ州の 子どもの権利ハンドブック

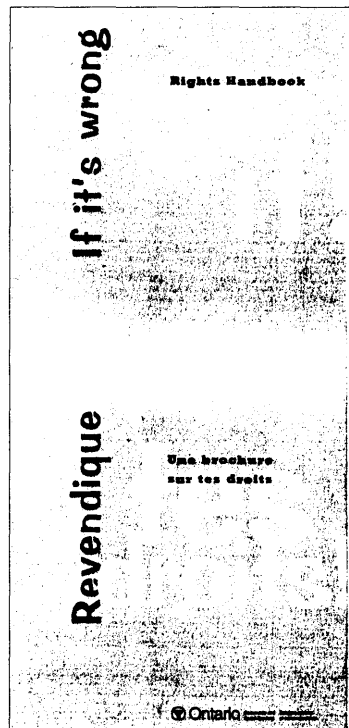
カナダ・オンタリオ州政府
コミュニティ・ソーシャルサービス省

許 斐 有
カナダ児童福祉研究ゼミ 共訳

〔英文と和訳〕

子ども家庭サービス・アドボカシー事務所
(The Office of Child and Family Service
Advocacy)

子どもの権利ハンドブック
(Rights Handbook)



1.

Agency responsibilities under the Child and Family Services Act

Your agency is here to look after your best interest.

The agency has the responsibility to ensure your rights and to provide a safe, secure place to live - as close to a normal home environment as possible.

From food and clothing, to support and counselling, your agency is here to help you thrive.

子ども家庭サービス法における児童福祉機関の責任

児童福祉機関は、あなたの最善の利益を図るためにあります。

児童福祉機関には、あなたの権利を保障し、安全な住居を提供する責任があります。ここでいう住居とは、可能な限り一般家庭に近い環境のことです。

衣食から援助、そしてカウンセリングにいたるまで、児童福祉機関はあなたの成長を手助けします。

2.

What are "rights?"

Every human being has rights. And as a youth in care, you have some that are very special to you.

Rights are like laws. They protect you. They make sure that every

moment you're in care — no matter where — you are looked after in the best way possible.

Your rights belong to you. No one can take them away.

So if you think there is something wrong about the way you're being treated, you can use your rights to make things better.

And you know what? Rights will work for you.

「権利」とは？

人は誰でも権利をもっています。インケア（政府の保護のもとにある）の子どもには、さらにいくつかの特別な権利があります。

権利とは法律のようなものです。権利はあなたを護ってくれます。あなたの権利は、インケアにいる間はいつでも — たとどこにしようとも — 、可能な限り最良の方法であなたを護ります。

あなたの権利はあなたのもので、誰もそれを奪うことはできません。

だから、もしあなたが間違った扱いを受けたと感じたときは、状況を改善するためにそれらの権利を行使することができます。

知っていますか？ 権利はあなたの役に立つのです。

3.

Know your rights

Until you're 18, your rights are covered by Ontario's Child and Family Services Act, and Canada's Young Offenders Act.

The more you know about your rights — the more you can use them to help yourself.

あなたの権利を知っておこう

18歳になるまで、あなたの権利は、オンタリオ州子ども家庭サービス法とカナダ連邦少年犯罪者法によって護られます。

自分の権利を知っていればそれだけ、あなたは自分自身を守るために、それらの権利を行使することができるのです。

4.

These are Your Rights...

The right to be informed in a suitable language

It doesn't much matter what people are saying to you if it is "going over your head".

Make sure your rights are explained to you in a language that you understand.

If you need your rights explained to you in braille or American Sign Language(ASL), let people know. Ask questions if you don't understand.

これらがあなたの権利です……

適切な言語で説明を受ける権利

もし相手の言っていることが理解できないならば、それは何の意味もなさないでしょう。

あなたの権利があなたの理解できる言葉で説明されているかを、確認しましょう。

もし点字または手話による説明が必要ならば、それを相手に伝えましょう。もし分からないことがあれば、まわりの人に尋ねましょう。

5.

You have the right to be heard.

You are a person with thoughts and opinions. You have a right to express yourself.

While everyone may not agree with what you say, no one can disagree with your right to say it.

あなたには聞いてもらう権利があります

あなたは自分の考えや意見をもっている一人の人間です。あなたには自分自身を表現する権利があります。

あなたの言っていることに同意する人がいなくても、あなたの発言する権利を誰も否定することはできません。

6.

Every person is unique

Heritage, personality, and life experiences contribute to who you are.

Wherever you live you have a right to receive assistance to meet your unique needs. That means everyone is entitled to the same opportunities and services.

No one may treat you differently because of your race, culture, or religion.

人はそれぞれ個性をもっています

あなたが先祖から引き継いだもの (heritage)、性格、そしてあなた自身の経験があなたという人間を形成しています。

どこに住んでいても、個人のニーズにあった援助を受ける権利があります。つまり、みんな同様の機会をもち、同様のサービスを受ける資格があるということです。

誰も、人種、文化、宗教の違いにより差別的に取り扱われることはありません。

7.

If you are gay, lesbian, or bi-sexual

You are entitled: to be respected for who you are and to live in a safe and supportive environment.

もしあなたがゲイ、レズビアンまたはバイセクシュアルであっても、

あなたには一人の人間として尊重され、安全でかつ理解ある環境の中で生活する権利があります。

8.

You have the right to freedom from verbal or physical abuse

No one — and we mean no one ! — can call you names, make fun of you or hit you. That means no spanking, no slapping or no hurting.

あなたには言葉による辱めや身体的な暴力を受けない権利があります

誰も — 誰ひとりとして — あなたの悪口を言ったり、あなたをからかったり、たたいたりすることはできません。それは、お尻や顔を叩かれたり、傷つけられたりしないということです。

9.

The right to understand rules, discipline practices and responsibilities

You can't be cool if you don't know the rules.

You must understand the regulations in the place where you live. If you break them, you've got to understand what will happen to you. It's

only fair.

Rights also mean responsibilities and if you're acting out, you are probably stepping on someone else's rights.

ルールやしつけ、責任を理解する権利

もし自分の守るべきルールがわかっていなければ、それは本当にかっこいいとはいえません。

あなたは自分の住んでいるところの規則を理解していなければいけません。そして、もしその規則を破ったらどうなるかを知っておくべきです。それが公平 (fair) なことなのです。

権利をもつということは責任をもつということでもあります。あなたの行動によっては、それが他人の権利を侵害する可能性もあるのです。

10.

You have the right to appropriate health care

Good nutritious meals, regular medical and dental care are needed to stay healthy and to feel good.

It's your right to stay in top shape. While you are in care, people will do their best to help.

あなたには適切な健康管理を受ける権利があります

栄養バランスの良い食事や、医師や歯科医師による定期的なケアは、健康を

維持し元気であるために必要なものです。

最良の健康状態でいることは、あなたの権利です。インケアにいる間、まわりの大人たちはあなたのために最善を尽くします。

11.

You have the right to receive an education

When you're in care, you have the right to an appropriate education.

Your aptitudes and abilities are yours alone. An education that is right for you will bring them out and help prepare you for the future.

あなたには教育を受ける権利があります

インケアにいるとき、あなたには適切な教育を受ける権利があります。

あなたの才能や能力は、あなただけのものです。あなたに合った教育は、あなたの能力を引き出して、将来の準備に役立つでしょう。

12.

You have the right of access

You have the right to talk privately in a visit or by telephone to many people who are important to you.

This means family, social and child care workers, probation officers, or your lawyer. It also means the Ombudsman. And it means the

Advocacy Office too. An Advocate can help make sure your rights are respected.

あなたには連絡を取る権利があります

あなたには、自分にとって大切な人たちと直接会うか電話で、個人的に話す権利があります。

つまり、家族やソーシャルワーカー、ケアワーカー、保護監察官あるいはあなたの弁護士などと話せるということです。これには、オンブズマンやアドボカシー事務所も含まれます。アドボキット（アドボカシー事務所のスタッフ）は、あなたの権利がきちんと尊重されているかどうかを確認する手助けをします。

13.

You have the right to privacy

Privacy means a lot of things.

It means being by yourself, having your own personal property, or talking on the telephone.

Privacy is important to everyone. As long as it is safe for you, privacy is your right.

あなたにはプライバシーへの権利があります

プライバシーにはいろいろな意味があります。

自分一人の時間を持てること、自分の個人的な持ち物を持つこと、また電話で話をする事、などです。

プライバシーは誰にとっても大切なものです。あなたの安全が確保される限り、プライバシーはあなたの権利です。

14.

Privacy also means...

You have the right to send and to receive mail that hasn't been read by others.

If it is felt by staff that the contents will cause physical or emotional harm to you or others, mail may be opened in your presence.

But the letters themselves are yours to keep.

プライバシーとはさらに……

あなたには、他人に開封されることなく、手紙を送ったり受け取ったりする権利があります。

ただし、手紙の内容があなたや他の人に身体的もしくは精神的危害を加える恐れがあると職員が感じたら、その手紙はあなたの目の前で開封されることもあります。

しかし、手紙そのものは、あなたが保管することができます。

15.

Your Plan of Care

You have the right to participate in making your Plan of Care.

You probably have some pretty strong feelings about what's happening to you, and about your future.

In order to make the best decisions about your care, you must be part of the discussions. It's you people are talking about.

あなたのケア計画

あなたには、自分のケア計画の作成に参加する権利があります。

あなたは多分、現在の状況やあなたの将来についてとても不安に思っているでしょう。

あなたのケアに関して最良の決定をするために、あなたもその話し合いに参加すべきです。みんなが話し合っているのはあなた自身のことなのです。

16.

You have the right to the Advocacy Office and complaint procedures

Some young people don't know what to do when things go wrong.

All children and youth in care have a right to know about how to make a complaint. You also have the right to know how to contact the Advocacy Office.

あなたにはアドボカシー事務所に連絡を取り、不服を申し立てる権利があります

物事がうまく行かないときにどうしていいかわからない子どもたちがいます。

インケアのすべての子どもには、不服を申し立てる方法を知る権利があります。また、アドボカシー事務所に連絡する方法を知る権利もあります。

17.

YES... You have more rights !

You have the right to have clothes that are warm in winter and cool in summer. Clothes that are right for your age.

You have the right to recreation. Games and sports are great for your mind and your body.

そうです……ほかにも権利があります！

冬には暖かい服を、夏には涼しい服を着る権利があります。あなたの年齢に合った服を着ることができます。

レクリエーションの権利もあります。ゲームやスポーツは、あなたの心と身体にとってもいいのです。

18.

Youth with different needs

Young people can benefit from rights that are designed to look after their special needs.

First Nation youth: You have the right to grow up in your own culture. This means your own language and practicing your own religion. No matter where you live in Ontario, you have a right to take your culture with you.

Special needs: If you have special needs, you can ask for special tools.

For example, if you are deaf you can request a “TTY” to phone people who are important to you. You can also request an interpreter when you are at a meeting that concerns you.

違ったニーズをもっている子どもたち

子どもたちの異なったニーズのためにつくられた権利を利用することができます。

先住民の子どもたち：あなたには独自の文化とともに成長する権利があります。これは、独自の言語をもつことや独自の宗教を信仰することを意味します。オンタリオのどこに住んでいようと、あなたには自分たちの文化とともに生きる権利があります。

異なったニーズ：もし必要ならば、特別な機器を要求することができます。たとえば、もし耳が不自由なら、大切な人に電話をするために、TTY*を要求することができます。また、自分に関する会議に出席するときには、手話通訳を要求することもできます。

*teletypewriter=聴覚障害者のための電話で文字を送信できる通信機器

19.

Of special interest

- If you are 12 or over, you have the right to see your agency record.
- And the right to be notified of Court hearings and to attend them.
- You have the right to ask for a review of your placement (RPAC).
- If you are having difficulty with the RPAC recommendations, you can also appeal to the Child and Family Services Review Board to get their decision about your placement.
- You can ask your worker, lawyer, parent or Advocate to help you with this.

特別の権利について

もしあなたが12歳以上なら、

- ・児童福祉機関にある自分の記録を見る権利があります。
- ・裁判所の審問の日時を通知され、それに出席する権利もあります
- ・措置 (placement) の見直しを請求することができます (RPAC* に対して)。
- ・もしあなたがRPACの勧告に納得がいけない場合には、子ども家庭サービス審査委員会に申し立てて、あなたの措置について裁定を得ることができます。
- ・あなたは、ワーカーや弁護士、親やアドボケートにこれを手伝ってもらうことができます。

*Residential Placement Advisory Committee (居住型措置助言委員会)

20.

What about young offenders ?

Young offenders have the same rights as young people who are in care. However since they're under the Young Offenders Act, they have specific rights too.

If you're a Young Offender:

- You have the right to be heard when decisions are being made about you.
- You have the right to get assistance from an adult at any stage of the judicial process.
- You have the right to legal counsel and you will be given the chance to obtain that counsel.
- You have the right to ask for a temporary release.

罪を犯した少年について

罪を犯した少年 (young offender) にも、インケアの子どもたちと同じ権利があります。一方で、少年犯罪者法の適用を受ける彼らには、特別な権利も与えられています。

もしあなたが「罪を犯した少年」なら：

- ・あなたには、自分に関する決定が下される時に、自分の意見を聞いてもらう権利があります。
- ・あなたには、司法手続きのどの段階においても、大人の手助けを得る権利があります。

- あなたには、法律上の助言を受ける権利があります。つまり、そのような助言を得る機会が与えられるということです。
- あなたには、仮釈放を請求する権利があります。

21.

What about Young Offenders?

Custody Review Board

If you're a young offender, you have the right to ask the Custody Review Board to review certain decisions regarding your care.

You may ask for a review of:

- 1] the place of custody or detention you have been sent to live;
- 2] a request for a "temporary release" that has been refused;
- 3] your placement in maximum security, rather than a minimum security program; and
- 4] the decision to send you from an open custody facility to a secure custody facility for up to 15 days.

「罪を犯した少年」について

保護〔処分〕審査委員会

もしあなたが罪を犯した少年なら、保護〔処分〕審査委員会に対して、あなたのケアに関するいくつかの決定の見直しを請求する権利があります。

あなたは、以下の審査を請求することができます。

- 1) あなたが送致された保護施設または拘置施設について

- 2) いったん却下された「仮釈放」の再請求について
- 3) ほとんど管理を受けない開放的施設ではなく、完全管理の閉鎖的施設への措置について
- 4) 開放的保護施設から15日を限度とする閉鎖的保護施設への送致決定について

22.

What about Young Offenders?

Custody Disposition

When the Court finds a young person guilty, the judge decides what will happen to that person. In Youth Court, the judge's decision is called a "disposition".

The judge must review your disposition after one year. It is possible, however, to ask to have your disposition reviewed before that time. Your lawyer, probation officer or staff can help you make this request.

「罪を犯した少年」について

保護処分

裁判所が少年に対して有罪を言い渡すとき、裁判官はその少年がその後どんな扱いを受けるかを決定します。少年裁判では、裁判官の決定は「処分(disposition)」と呼ばれています。

この処分は1年後に見直されます。しかし、それ以前でも、あなたの処分を見直してもらうことも可能です。この請求については、弁護士、保護監察官または関係職員が手助けすることもできます。

23.

Your responsibilities

To ensure that the place where you live is safe and runs smoothly there are rules to follow.

These rules vary, and in some places they are stricter than others. However, it's your responsibility to know what the rules of your place of residence are.

It is also your right to know what will happen if you break the rules. Then you can take responsibility for what you choose to do.

あなたの責任とは

自分の住んでいるところが安全で、かつそこで物事がうまく行くようにするためには、ルールに従わなければなりません

ルールにはいろいろなものがあり、あるところでは他より厳しいこともあります。しかし、自分の住んでいるところのルールを知っておくことは、あなたの責任です。

ルールを破るとどうなるかを知ること、あなたの権利です。知らなければ、自分の選択した行動に対して責任を取ることはできないからです。

24.

Talk to your worker

If you are having problems, or if you feel that your rights are not

being respected, talk to your worker or staff.

You can also talk to someone else you feel can help like your parents, your lawyer or a good friend.

If you are not satisfied, you can get in touch with the Advocacy Office. They are here for one reason only – to listen and to help make things right.

The Advocacy Office will keep your confidence and see to it that no one punishes you for calling.

あなたのワーカーに話してみよう

もしあなたが、何か問題を抱えていたり、権利が侵されていると感じたら、担当ワーカーや関係職員に相談してみましょう。

あなたが力になってくれると思う人、たとえば両親や弁護士あるいは親友などに話すこともできます。

それでも満足がいけないなら、アドボカシー事務所に連絡することができます。あなたの話を聞いて状況をよくするために、この事務所があるのです。

アドボカシー事務所はあなたの秘密を守ります。あなたが電話したことで罰を受けるようなことは、一切ありません。

《裏表紙》

何か困ったことがあれば、

アドボカシー事務所はそれを解決するお手伝いをします。

電話：

(4 1 6) 3 2 5 - 5 6 6 9 (コレクトコールで)

1 - 8 0 0 - 2 6 3 - 2 8 4 1 (電話代無料)

TTY :

(416) 325-9756

手紙の宛て先 :

トロント市ヤング通り2195番地2階

子ども家庭サービス・アドボカシー事務所

(切手のいらぬ封筒を用意しています)

**If it's wrong,
the Advocacy Office
can help you right it.**

Telephone:

(416) 325-5669 (collect) or
1-800-263-2841 (no charge)

TTY:

(416) 325-9756

Or write to:

The Office of Child and Family
Service Advocacy
10th Floor, 2195 Yonge Street
Toronto, Ontario M7A 1G2
(postage-free envelopes
are available for you to use.)

(Queen's Printer for Ontario 1995年 印刷・発行)

[解説]

最近多くの地方自治体が、児童福祉施設に入所する子どもたちのための「子どもの権利ノート」の作成に向かっている。

これは、大阪府福祉部児童福祉課が1995年3月に「子どもの権利ノート」を作成し、児童養護施設入所児童に配布したことに端を発し、厚生省が児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設等における適切な処遇の確保について」(1997年12月8日付)によりその作成を奨励していることによると思われる。すでに、千葉県、埼玉県、福岡市が作成・配布しており、東京都をはじめとするいくつかの自治体が準備していると聞く。

大阪府は、国際家族年の1994年に、「子ども総合ビジョン」の策定に向けて検討を始めたが、その際に高橋重宏氏(駒澤大学教授)からカナダの子どもの権利擁護に関する実情を聴取し、オンタリオ州でインケアの子どもたちに配布されている『権利と責任に関するガイドブック』*を紹介された。大阪府は、その後「子どもの権利の尊重」をビジョンの基本方向の第1に据え、その具体策の一つとして「子どもの権利ノート」を発行することにした。カナダのガイドブックを参考に、さしあたり施設に入所している子どもたちの権利を確保する

ために、「子どもの権利ノート」が作成されたのである。

今回私たちが翻訳したのは、高橋重宏氏が紹介したものと違うが、同じオンタリオ州で使用されている『子どもの権利ハンドブック』である。

このハンドブックは、1995年にカナダ・オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャルサービス省が発行し、同省の機関である子ども家庭サービス・アドボカシー事務所が配布しているものである（同事務所では、現在子どもたちの声を聞きながら、新しいハンドブック作成の準備に入っているということである）。

原典は、英語・フランス語の対訳となっているが、ここでは英語から訳出した。子ども（ティーンエイジャー）向けのやさしい英語になっているので、資料の翻訳という趣旨を超えない範囲で、できる限りわかりやすい日本語にすることを試みた。したがって一部意識した部分もある。

日本とカナダでは子どもが置かれている状況がかなり違うので、安易に比較するのは慎むべきであろうが、このハンドブックでは権利の説明の仕方に細心の注意が払われているように思われる。たとえば、さまざまなマイノリティへの配慮や「責任」(responsibility)という用語の使い方などは、大いに学ぶべきであろう（参考資料として掲げた「子ども家庭サービス法」の条文と対比してほしい）。

この訳が、「子どもの権利ノート（ハンドブック）」の発行を考えている自治体・施設等にとって何らかの参考になれば幸いである。日本でも、本当の意味での「子どもの『権利』ハンドブック」が作成されることを期待している。

子ども家庭サービス・アドボカシー事務所（以下アドボカシー事務所という）は、1984年に成立したオンタリオ州の「子ども家庭サービス法」にもとづいて、州政府コミュニティ・ソーシャルサービス省のもとに設置されている子どもの権利擁護のための公的機関である。オンタリオ州では、政府機関内での子どものアドボカシー活動そのものは1970年代の前半にすでに開始されていたが、1978年に、同省子どもサービス部に「アドボカシー・ユニット」が設立された。これが、現在の事務所の前身である。

アドボカシー事務所は、形式的にはコミュニティ・ソーシャルサービス省の副大臣補佐のもとにある州政府の機関であるが、法律によって一定の権限を与えられており、実質的には政府から独立した公的機関として、子どもの権利擁護・代弁活動を行っている。また、大臣や関係省庁、公的機関等に対して問題提起や意見具申をすることも多い。さらに、必要な場合には、マスコミに対して情報を提供し、世論を喚起することもある。

法律上は、コミュニティ・ソーシャルサービス省が提供する児童福祉（子ども家庭）サービスにおける子どもの権利擁護が任務であるが、実際には、法務・更生サービス省の提供する犯罪・非行少年へのサービス、教育訓練省が提供する州立の寄宿舎型学校でのサービスに関する苦情や不服申し立ての受理、権利擁護、代弁活動等を行っている。

なお、この翻訳に携わった「カナダ児童福祉研究ゼミ」（大阪府立大学社会福祉学部で許斐が担当する1998年度外書講読演習）のメンバーは、京井彰子、戸田裕子、祢宜利恵の3名である。

(1998.12.10. 許斐)

* Catholic Children's Aid Society of Metropolitan Toronto, "A Guide For Children & Teens -in Residential Care-", 1985. (日本語版は、高橋重宏訳『カナダからのインフォメーション/レジデンシャル・ケアの児童とティーンエージャーのための手引き』資生堂社会福祉事業財団、1992年)。

〔参考資料〕

カナダ・オンタリオ州子ども家庭サービス法（抄・仮訳）

*1984年成立／1990年改正

第5章 子どもの権利

第99条（定義）

本章で「インケアの子ども」とは、サービス提供者から居住型サービスを受けている子どもであり、以下の者を含む。

- (a) 里親のケアのもとにある子ども；および
- (b) 一時的拘置所に拘留されている子ども、少年犯罪者法（カナダ連邦）のもとで閉鎖的または開放的保護に付された子ども、または第4章第95条の規定にもとづいて開放的保護施設に送致された子ども。

第100条（監禁の制限）

1. いかなるサービス提供者も、子どもにサービスを提供する過程で、子どもを鍵のかかる場所に監禁し、またはそのような監禁を許可してはならない。ただし、第4章（罪を犯した少年）および第6章（非常措置）によって認められる場合を除く。
2. 前項は、保安のため日常業務として夜間に鍵をかけることを禁ずるものではない。

第101条（体罰の禁止）

いかなるサービス提供者または里親も、子どもにサービスを提供する過程で、子どもに体罰を行ない、またはそのような体罰を許可してはならない。

第102条（子ども家庭サービス・アドボカシー事務所）

子ども家庭サービス・アドボカシー事務所は、次の目的のため、英語では Office of Child and Family Service Advocacy の名称で、フランス語では Bureau d'assistance à l'enfance et à la famille の名称で存続する。

- (a) 認可を受けたサービス、または認可を受けた機関が購入するサービスを受けている、または受けようとしている子どもおよび家族のために、アドボカシーのシステムを調整し、かつ運営すること。ただし、裁判所におけるアドボカシーを除く。
- (b) そのような子どもおよび家族の利益にかかわる問題や争点について、大臣に助言すること。
- (c) この法律もしくはこの法律の諸規則または他の法律もしくは他の法律にもとづく諸規則によって与えられた、同様の職務を遂行すること。

（インケアの子どもの権利）

第103条（コミュニケーションの権利等）

1. インケアの子どもは次の権利を有する。
 - (a) 定期的に、家族の構成員と個人的に話し、そのもとを訪れ、かつその面会を受けること。ただし、第2項に従うことを条件とする。
 - (b) 次の者と個人的に話し、かつその面会を受けること。
 - (i) 子どもの弁護士
 - (ii) その他の子どもの代理人(第102条にいう子ども家庭サービス・アドボカシー事務所によって指名されたアドボカシーを含む)。
 - (iii) オンブズマン法によって任命されたオンブズマンおよびそのスタッフ
 - (iv) オンタリオ州議会またはカナダ連邦議会の議員
 - (c) 手紙を、他の者の閲覧、検査または検閲を受けずに送りがつ受け取ること。ただし、第3項に従うことを条件とする。
2. クラウン・ワードとなっているインケアの子どもは、その家族の構成員と話し、そのもとを訪れ、かつその面会を受ける資格が正当な理由で与えられない。ただし、第3章の規定にもとづいてアクセスの命令が下されている場

合を除く。

3. インケアの子どもへの郵便物は、

- (a) サービス提供者またはサービス提供者のスタッフのメンバーにより、子どもの目の前で開封されることがある。また、サービス提供者により〔持ち込みが〕禁じられている物品が検査されることがある。
- (b) サービス提供者が合理的な根拠をもって、郵便物の中味が子どもに身体的にまたは精神的に害を及ぼすと信じる場合には、サービス提供者またはサービス提供者のスタッフのメンバーにより、子どもの目の前で、審査されるか、または読まれることがある。ただし、(c) の条項に従うことを条件とする。
- (c) 子どもの弁護士への、または子どもの弁護士からの郵便物である場合には、サービス提供者またはサービス提供者のスタッフのメンバーにより、審査され、または読まれてはならない。
- (d) 検閲されたり、本人に渡されずに留置されてはならない。ただし、サービス提供者により〔持ち込みが〕禁じられている物品は、当該郵便物から取り出され、本人に渡されずに留置されることがある。

第104条（個人的自由）

インケアの子どもは次の権利を有する。

- (a) プライバシーおよび私物の所有を正当に保障されること。
- (b) 自己の選択にもとづき、宗教教育を受けかつ宗教活動に参加すること。ただし、第106条の規定に従うことを条件とする。

第105条（ケア計画）

- 1. インケアの子どもは、自己に特有のニーズを充たすためにケア計画を作成される権利を有する。当該計画は、子どもが居住型プレイスメントに入ってから30日以内に作成されなければならない。
- 2. インケアの子どもは次の権利を有する。
 - (a) その子ども個人のケア計画の作成およびその修正に参加すること。
 - (b) バランスがとれ、良質でかつその子どもに合った食事が提供されること。

- (c) その子どもの体格および活動ならびに一般的気候を踏まえ、良質でかつその子どもに合った衣服が提供されること。
- (d) できるかぎり地域の中で、定期的にかつ必要に応じて、医師および歯科医によるケアを提供されること。
- (e) できるかぎり地域の中で、その子どもの適性および能力に合った教育を提供されること。
- (f) できるかぎり地域の中で、その子どもの適性および関心に合ったレクリエーション活動および運動に参加すること。

第106条（親の同意ほか）

第3章第51条第4項および第62条ならびに第63条の規定に反しないかぎりにおいて、インケアの子どもの親は、その有する以下の権利を〔引き続き〕保持する。

- (a) 子どもの教育および宗教的養育を指導する権利；および
- (b) 子どもの医療上の処置を受けさせるか、または拒否する権利

第107条（聴かれる権利）

インケアの子どもは、自己にかかわる重要な決定が行なわれる際にはいつでも、その子どもの理解力のレベルを踏まえた現実的な範囲内で、相談され、かつ意見を表明する権利を有する。そのような決定には、治療、教育および宗教にかかわる決定ならびに自己のプレイスメント解除または他の居住型プレイスメントへの変更に関する決定が含まれる。

第108条（情報を提供される権利）

インケアの子どもは、その子どもの理解力のレベルにふさわしい言葉で、次の点に関する情報を、居住型プレイスメントの時点で、その子どもの理解力のレベルを踏まえた現実的な範囲内で提供される権利を有する。

- (a) 本章に規定されている子どもの権利
- (b) 第109条第1項の規定にもとづいて設置された内部の不服申立ての手続き

および第110条の規定にもとづいて利用可能な再審査

- (c) 第102条にいう子ども家庭サービス・アドボカシー事務所の存在
- (d) 第2章第34条、第35条および第36条の規定にもとづいて12歳以上の子どもに利用可能な審査手続き
- (e) 一時的拘置所に拘留されている子ども、少年犯罪者法（カナダ連邦）のもとで閉鎖的または開放的保護に付された子ども、または第4章第95条の規定にもとづいて開放的保護施設に送致された子どもの場合には、第4章第97条の規定にもとづいて利用可能な審査手続き
- (f) プレイスメント中の子どもの責任
- (g) 懲戒手続きも含む、居住型サービスの日常の運営に関する規則

（不服申し立ておよび審査の手続き）

第109条／第110条／第111条 略

*本抄訳の大部分（第99条、第103条第2・3項、第106条を除く）は、『月刊子ども論』1998年1月号〔クレヨンハウス〕に掲載された平野裕二訳に対して、許斐が一部加筆・訂正をしたものである。